

会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員及び特別会員の会費は、年額2,000円とする。

(2) 賛助会員の会費は、年額5,000円とする。

2 第1項の会費については、経済的事情または病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、每事業年度の3月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会者は、理事会において入会を承認された後、2箇月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会するときは、既に納入した会費は返却しない。

(委 任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。